毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県 編集

編集 丸徳印刷㈱

(定価 一箇年 三万七千八百円)

| | " " " " " | 像 桁 社 | 舌使いで性指導 | 美人家庭教師 | 映画 | 六十二 五 |
|---|----------------|------------|--------------------------------------|-------------------------|----------------------|---------------------------|
| | " " " " | 名名 | | | | す 2 1 1 |
| | " " " | J. | 名 | 題 | 種類 | 指定年月日 |
| | # 母性愛の 理学の裏 | 勝 | 大分県知事 広 | 平成二十一年六月二十六日 | 年 | 平 成 二 十 |
| | " 母性愛の | | | した。「日本」 | 一三大学に指定し | れを有害興行に指定した。 |
| | | 健 | て子具を別籍四十号)第二記を害するおそれがあると認め | (召和四十一手た年の健全な育成を | る条列で | 次の興行は、青少次の興行は、青少 |
| | | | | <u> </u> | | 大分裂岩示第五百十号 |
| | " おもらしド | | 示 | 〇 告 | | |
| | " | 五 五 | | 件) | 施 (二件) | 基本測量の実施(二件)土地改良区の役員の就退任:: |
| | 色情セ | 四 | の実施 | 平成二十一年度クリーニング師試験の実施・公 告 | 度 クリー 公 | 平成二十一年 |
| | " | | | (件) | 更 (二) | 道路の供用開始道路区域の変更 (二件) |
| | // 痴漢電車 | | 大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更:指定予定保安林 | 源の保存及び管理 | 生物資源 | 大分県の海洋生物資源指定予定保安林 |
| " エッチな襦袢 濡れ狂う太もも オーピー映 和服エロス・蔵のなか 淫蜜な関係 新東宝映画 | # 蒼井そら | | | の指定 | 林 | 解除予定保安林青少年に有害な興行の指定: |
| " 和服エロス・蔵のなか 淫蜜な関係 新 | ル エ ツ | | | 示 | 告 | |
| | "和服エロス | | 次 | | П | 目 |
| ()・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | " 性欲過多症 | 六月二十六日 (金 | -171 | | | |
| | // 人妻悲恋 | 第二〇七九号曜 | 見ずが | 刀目 | 1 | 大 |
| 日 " / ノーパン風俗 しゃぶる! 新東宝映画 | " | | | | | |

平成二十一年六月二十六日

大分県報 (告示)

大分県報 (告示)

| まさば及びごまさば 平 | 九四八番一、九四 | 九四八 | 、九四七番、 | 八番、九三九番、九四六番一、九四六番二、九四七番、 | で、九三八番、 | 五番まで、 |
|---------------------------------|--------------------|-------|-----------------|----------------------------------|-----------|--------------|
| | 九二八番から九三 | 九二元 | 九二七番二、 | 二、九二一番から九二四番まで、九二六番、九二七番一、九二七番二、 | 二一番か | 二、九 |
| 二の2の表中 | 、九二〇番 | 一〇番一 | 字上ノ山九二〇番一、 | 東市国見町千燈字下払八五二番から八五四番まで、字 | 市国見町 | 国東 |
| | | | | 保安林予定森林の所在場所 | 林予定森: | 一保安 |
| 平成二十一年六月二十六日 | 勝貞 | 肚糸 | 広瀬 | 大分県知事 | | |
| 準用する同条第五項の規定に基づな | | | | 平成二十一年六月二十六日 | 二十一年 | 平成 |
| 四号)の一部を平成二十一年六月四 | | | | の森林を保安林に指定する予定である。 | 林を保安: | 次の森 |
| 定により、大分県の海洋生物資源の | | | | 工二号 | 示第五百· | 大分県告示第五百十二号 |
| 海洋生物資源の保存及び管理に関 | | ₹ | | | , | |
| 大分県告示第五百十三号 | | | | に備え置いて縦覧に供する。) | 田市役所 | 並びに日田市役所に備え置 |
| | ^界 西部振興局 | 大分具 | 林保全課及び | 省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局 | 図は、 | (「次の図」 |
| 森林保全課及び大分県東部振興局が | | | | っため | 道路用地とするため | 道路 |
| (「次の図」及び「次のとおり」 | | | | | の理由 | 三解除の理 |
| 次のとおりとする。 | | | | の防備 | 土砂の流出の | 土砂 |
| 2 立木の伐採の限度並びに植栽 | | | | 保安林として指定された目的 | 林として | 二保安 |
| 四 間伐に係る森林は、次のよ | | | | | | る。 |
| 村森林整備計画で定める標準 | 二五六三番七(次の図に示す部分に限 | 図に示 | 一番七(次の | 田市大山町西大山字広瀬ノ上二五六三番六、二五六三 | 市大山町 | 日田田 |
| 三 主伐として伐採をすること | | | | 解除予定保安林の所在場所 | 予定保安: | 一解除 |
| 二 その他の森林については、 | | 勝 | 広瀬 | 大分県知事 | | |
| 番(以上六筆について次の図 | | | | 平成二十一年六月二十六日 | 二十一年 | 平成 |
| 字下払八五四番・字上ノー | | | た。 | 産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。 | ら保安林 | 産大臣か |
| 一次の森林については、主告 | 次のとおり農林水 | | 規定により、 | (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 | (昭和二: | 森林法 |
| 1 立木の伐採の方法 | | | | T 一号 | ホ第五百· | 大分県告示第五百十一号 |
| 三 指定施業要件 | | ₹ | | | , | |
| | | | 大蔵映画 | | | " |
| 二 指定の目的 | , | | | | , | , |
| 九五番三まで | | 画 | 新東宝映芸 | 濡れ頃教師 濡れすぎたパンティ | " | " |
| 番、九八丘番、九八七番から九七七番三 | • | 1 | ラ | 時 | | |
| 一から九 | · | ₹ | 新日本央象 | 老人とラブドール 私が初潮になった | <i>''</i> | " |
| ら九六二番五まで、九六七番、ト | | 映画 | オーピー | 妹のつぼみ いたずら妄想 | " | " |
| 八番二、九四九番から九五三番も | , | | | | | |
| | | | 1 - 4 7 J | | | |

○一○○一番まで、一○○四番一、一○○四番二 1二番一から九七二番五まで、九七三番、九七五番、九七六 八九番まで、九九一番から九九四番まで、九九五番一から !まで、九五四番一、九五四番二、九六一番、九六二番一か 一まで、九七八番から九八二番まで、九八三番一、九八四 九六八番、九六九番一、九六九番二、九七〇番二、九七一

、山九二一番・九八三番一・九九四番・九九九番・一○○○ 一伐は、択伐による。

図に示す部分に限る。)

|準伐期齢以上のものとする。 とができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

、主伐に係る伐採種を定めない。

とおりとする。

L 栽の方法・期間及び樹種

②並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。) は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部

7五日付けで次のとおり変更したので、同条第十項において の保存及び管理に関する計画(平成二十一年大分県告示第 .関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規 き、公表する。

大分県知事

広 瀬

勝

貞

平成二十一年七月から 注

を

| 平 |
|----|
| 平成 |
| _ |
| + |
| |
| 年六 |
| 六 |
| 月 |
| _ |
| + |
| 놋 |
| H |
| |
| |

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置

区域を変更する。

| 平成二十一年六月二十六日 平成二十二年六月二十六日 平元月二十六日 平元月二十六日 平元月二十六日 平元月二十六日 平六月二十六日 平六月二十六日 平元月二十六日 平元月二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | |
|--|--|
| PR | まで 大字津井浦字松原一三 後 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| では、 | 开浦字前平研二 五三 |
| 平成二十二年六月まで 平成二十二年六月まで 本代 大分県知事 広 瀬 勝 貞 八八号 一般の極類 一一二九四番九から 豊後大野市朝地町綿田字嵩添 前 後 別 敷地の幅員 数サール メートル 及び路線名 一三〇七番七地先まで 前 後 別 敷地の幅員 数サール メートル 及び路線名 一般の面積 一般の面積 一般の面積 一般面積 一一二一〇 一一二一〇 一一二一〇 一一二一〇 一般面積 一一二一〇 一般面積 一般面積 一般面積 一般面積 一一二一〇 一一二一〇 一一二一〇 一一二一〇 一般面積 一一一二一〇 一般面積 一一二一〇 一一二一〇 一一二一〇 一一二一〇 一一一二一〇 一般面積 一一一一一〇 一般面積 一一一一〇 一一一一一一〇 一般面積 一般面積 一一一一一〇 一般面積 一一一一一〇 一般面積 一般面積 一般面積 一般面積 一般面積 一級面積 一級面積 | 松原一三 |
| 平成二十二年六月まで 本子 上記 上記 上記 上記 上記 上記 上記 上 | 前平 |
| マ成二十二年六月まで マ成二十二年六月まで 本子 上記 上記 上記 上記 上記 上記 上記 上 | ; ; |
| 平成二十二年六月まで 上記A | ニ莆江大字森崎浦字越田尾一 後 二○・八八番三○から |
| P | 番三二まで |
| 平成二十二年六月まで 平成二十二年六月まで 平成二十二年六月まで 平成二十二年六月まで 本子 一般国道三 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1 | 字 越田 |
| 平成二十二年六月まで 平成二十二年六月まで 平成二十二年六月まで 平成二十二年六月まで 本表(注)を削る。 | 自市莆工大字森碕甫字越田尾一 |
| 平成二十二年六月まで 平成二十二年六月まで 平成二十二年六月まで 本さば及びごまさば 平成二十二年六月まで 若干 | 一八番三八まで一八番三八まで後一〇・五 |
| 平成二十二年六月まで 平成二十二年六月まで 本さば及びごまさば 平成二十二年六月まで 若干 に改め、 道路の種類 で成二十二年六月まで 本のであり、次のように道路の で成二十二年六月まで 本のであり、次のように道路の種類 で成二十二年六月まで 本のであり、次のように道路の種類 で成二十二年六月まで 本のであり、次のように道路の種類 で成二十二年六月まで 本のであり、次のように道路の 本のでありに道路の 本のであり、次のように道路の 本のでありに道路の 本のであり、次のように道路の 本のであり、次のように道路の 本のであり、次のように道路の 本のでありに通路の 本のでありに通路の | 写カリトク |
| 会 マスカー 本さば及びごまさば 平成二十二年六月まで 若干 に改め、 道路の種類 大いないこまさば 平成二十二年六月まで 若干 に改め、 道路の種類 | 1 / J. |
| 表(注)を削る。 | 百市莆工大字森崎甫字越田尾一 前 一二・五 八〇七番二地先から メートル 佐市蒲江大字森崎浦字カリトク |
| 平成二十二年六月まで 若干 平成二十二年六月まで 若干 正改め、 道路 | 前後另 |
| 年11月から 平成二十一年六月まで 平成二十一 | 区 間 区域変更 敷地の幅員 |
| 成二十二年六月まで 平成二十一 | 大分県知事 広 瀬 |
| | 年六月二十六日 |

大分県報 (告示)

供用を開始する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の大分県告示第五百十六号

 \equiv

| 2 個型書 | | う 十番一 | 人分开床内町三丁巨十番一号 |
|--|------------|---|----------------------|
| | | | |
| 1 受験願書 | | | 2 場所 |
| 7. 扶山 | | た二日 (金) 午後一眼三十分から | 平成二十一年十月二日 |
| | | | |
| 午前八時三十分から午後五時十五分まで。 | | | 1 日時 |
| 2 受付時間 | | 791 | 一試験の日時及び場所 |
| る。 | 勝貞 | 大分県知事 広 瀬 | |
| く。)。ただし、郵送による受験申込みは、同日までの消印のあるものに限り受け付け | | 一十六日 | 平成二十一年六月二十六日 |
| 平成二十一年八月三日(月)から同月二十一日(金)まで(日曜日及び土曜日を除 | | 平成二十一年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。 | 平成二十一年度クリ |
| 1 | | | |
| 五 受験願書等の受付期間及び受付時間 | | 告 | |
| 保健所に提出すること。 | | | |
| 内(大分市を除く。)に就業地を有する者は、就業地を管轄する | | | |
| 一号(郵便番号八七〇-八五〇一)に提出すること。ただし、県 | | まで | |
| 分県生活環境部食品安全・衛生課(大分市大手町三丁目一 | | 佐伯市上浦大字津井浦字松原一三六八番三六 | 四浦港津井浦線 |
| ط | | 佐介市上浦大字津井浦字前平研二 五番二地 | |
| 力がある。 | | | |
| 大分市外にあっては、住听地を管轄する保建所に提出するこ | | = | |
| | | | |
| ハ 分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七○ - 八五○一)に提出 | 平二一・ | L | |
| 県内に住所を有する者 大分市内にあっては、大分県生活環境部食品安全・衛生課(大 | | 佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一九一八番三 | |
| 四一受験願書の提出先 | | | 一般国道三八八号 |
| の規定に該当する者 | | 八まで ジョン・デージー カーリー・シー・ション・ | |
| 2 クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百五十四号)附則第五項 | | 佐伯市莆工大字森崎甫字越田尾一九一八番三 者ニカら | |
| 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条の規定に該当する者 | | 61.1.1 佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク浦一八○七 | |
| → 三 · 受験資格 | | | |
| | 供用開始年月日 | 供用開始区間 | 道路の種類及び路線名 |
| 2 実技試験 | 勝貞 | 大分県知事 広 瀬 | |
| 三 洗たく物の処理に関する知識 | | 一十六日 | 平成二十一年六月二十六日 |
| 二 公衆衛生に関する知識 | | 0° | いて一般の縦覧に供する。 |
|) (— | 対策部道路課に備え置 | 平成二十一年六月二十六日から二過間大分県土木建築部道路課に備え置 | その関係図面は |
| -) | | | |

出があった。 地改良区(豊後大野市)から、 + 九 八 七 理 役 理 役 土地改良法 2 1 3 2 1 (退任役員 (就任役員) 平成二十一年六月二十六日 試験通知書 受験手数料 試験通知書は、 届くよう明記すること。 受験願書等提出上の注意事項 た返信用封筒を同封すること。 大分県生活環境部食品安全・衛生課に問い合わせること。 七千円(受験願書提出の際に納入すること。) より地方厚生局長の認定を受けた者については、当該認定書の写し 事 名 事 名 受験願書を郵便で請求する場合は、 提出書類と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出すること。 卒業証書又は認定書の写しを提出する場合は、受験願書の提出先において原本を提示 試験について不明な点がある場合は、最寄りの保健所(大分市保健所を除く。)又は 受験願書に記載する住所は、 の一部を改正する省令 原本と相違ない旨の記載及び押印を受けること。 伊 黒 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、三重町土 氏 氏 木 東 大分県生活環境部食品安全・衛生課から受験者に送付する。 光 茂 名 名 信 理 (昭和三十年厚生省令第二十一号) 退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届 豊後大野市三重町上田原七三一番地 豊後大野市三重町上田原八四三番地 「○○方」、「○○クリーニング所」等、郵便が確実に 郵便番号及びあて先を明記し、八十円切手をはっ 大分県知事 住 住 広 附則第一 瀬 所 所 一項第六号の規定に 勝 貞 \equiv 交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨の通知があった。 交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨の通知があった。 測量法 測量法 作業の種類 作業の期間 作業の地域 平成二十一年六月二十六日 作業の期間 作業の地域 作業の種類 平成二十一年七月二十四日から平成二十二年三月二十六日まで 別府市、国東市 基本測量 (基盤地図情報整備業務) 別府市、豊後高田市 基本測量(基準点測量及び基準点改測 平成二十一年六月二十六日 平成二十一年八月三日から同年十二月二十五日まで (昭和) (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、 一十四年法律第百八十八号) 第十四条第一項の規定により、 大分県知事 大分県知事 広 広 瀬 瀬 次のとおり国土 次のとおり国土 勝 勝 貞 貞